

青森県報

第三千八百三十七号

平成二十六年
四月三十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
土地収用法による事業の認定	(監理課)	七
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	七
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(会計管理課)	八
証紙売りさばき人の指定	(同)	九

告 示

示

青森県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		居宅介護事業所	休 止 日 止
		名 称	所 在 地		
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一八の〇	通所介護	デイサービスセンターウモの木ハ	弘前市大字大川一八の〇	平成 一六・三・三

青森県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所		休 止 日 止
		名 称	所 在 地	
医療法人社団豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	つくし居宅介護支援事業所	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	平成 二六・一・三
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山東二丁目二二六三	居宅介護支援事業所いこいの森	上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二〇七七	二五・二・一

青森県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特別養護老人ホーム 松風荘	所 在 地	上北郡東北町乙供一三三	施設の種類	介護老人福祉施設	廃 月 日 止	平成 二五・ 五・三
-----	------------------	-------	-------------	-------	----------	---------	------------------

青森県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社 リーブケア	主たる事務所の所在地	青森市長島三丁目一〇一〇号	居宅介護の種類の種	訪問看護	名 称	ピリブ訪問看護ステーション	所 在 地	八戸市類家四丁目八の一	廃 年 月 日 止	平成 二五・ 九・三〇
貸与	福祉用具	訪問看護	ピリブ訪問看護ステーション	居宅介護事業所	ピリブ訪問看護ステーション	所 在 地	八戸市類家四丁目八の一	廃 年 月 日 止	平成 二五・ 九・三〇		

株式会社丸 大サクラ 薬局	特定非営利 活動法人 在宅生活	〃	中部上北広 域事業組合	〃	社会福祉法 人鶴田町社 会福祉協議 会	〃	〃	医療法人仁 泉会	株式会社さ くら居宅支 援事業所	社会福祉法 人黒石市社 会福祉協議 会	〃
青森市大字三内 字玉作二の七二	上北郡六ヶ所村 大字泊字村ノ内 二一六の二	〃	上北郡七戸町字 蛇坂五五の八	〃	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字沖津 一九三	〃	〃	八戸市大字河原 〇木八太郎山一	黒石市追子野二 丁目七四の野二	黒石市境松一丁 目一の一	〃
居宅療養 管理指導	福祉用具 貸与	短期介護 生活介護	通所介護	福祉用具 貸与	訪問介護	短期介護 療養介護	居宅療養 管理指導	訪問リハ シヨントー	訪問介護	訪問看護	訪問入浴 介護
ハッピー調 剤薬局五戸 店	在宅生活サ ービス	松風荘短期 入所生活介 護事業所	公立セイサ ービス松風荘	〃	社会福祉法 人鶴田町社 会福祉協議 会	〃	〃	医療法人仁 泉会おいッ クセクリニッ	株式会社さ くら居宅支 援事業所	さわやか訪 問看護ステ ーション	ピリブアセ ンター
三戸郡五戸町字 中道八の一	上北郡六ヶ所村 大字泊字焼山二 六二の五	〃	上北郡東北町字 乙供一二三	〃	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字沖津 一九三	〃	〃	十和田市大字奥 瀬十字中平一五五	黒石市追子野二 丁目七四の野二	黒石市大字内町 三の一〇九	〃
二六・一・三	二六・三・三	〃	二五・五・三	〃	二五・三・三	〃	〃	二五・三・三	〃	二六・三・三	〃

医療法人社団 蘇園会	黒石市あけぼの町五二	居宅介護支援事業所 ケアプランあけぼの	黒石市あけぼの町五二	二五・四・二五
有限会社 さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	さかもとケアプラン	五所川原市字鎌谷町五一九の五	二四・五・三
中部上北広域事業組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	公立東北在宅介護支援センター	上北郡東北町字乙供一二三	二五・五・三
社会福祉法人 南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八	ケアプランセンター なんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	二五・三・三
"	"	ケアプランセンター あじさい	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の	"
"	"	ケアプランセンター ゆとりあ	三戸郡南部町大字福田字館先二五の一	"

青森県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	主たる事務所の所在地	名称	特定福祉用具販売事業所	所在地	廃止年月日
株式会社 ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一号	ビリーブ青森福祉用具センター	八戸市類家四丁目八の一	平成二五・九・三〇	
特定非営利活動法人 在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	在宅生活レンタルサービス	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六二の五	二六・三・三	

青森県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	主たる事務所の所在地	名称	特定介護予防福祉用具販売所	所在地	廃止年月日
株式会社 ビリーブケア	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一号	ビリーブ青森福祉用具センター	八戸市類家四丁目八の一	平成二五・九・三〇	
特定非営利活動法人 在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	在宅生活レンタルサービス	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六二の五	二六・三・三	

青森県告示第三百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所	所在地	休止年月日
居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所	所在地	休止年月日

医療法人社団豊仁会	社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一丁目中桜川一八〇	平成二〇一三年三月三十一日
八戸市石堂一丁目一四の一四	弘前市大字大川一八〇	平成二〇一三年三月三十一日	平成二〇一三年三月三十一日
つくし居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所サクタハウス弘前公園	弘前市大字元大工町二六	平成二〇一三年三月三十一日
八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	弘前市大字元大工町二六	平成二〇一三年三月三十一日	平成二〇一三年三月三十一日

青森県告示第百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	訪問看護	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日

短期入所療養介護	居宅療養管理指導	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第百五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	介護予防	株式会社リーブケア	青森市長島三丁目一〇の一〇号	平成二〇一三年三月三十一日

''	''
''	''
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導
''	''
''	''
''	''
''	''
''	''
''	''

青森県告示第三百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	株式会社ヒリー ブケア	主たる事務所の所在地	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一号
	名 称	さかもとケアアップ ラン	名 称	ピリール青森福祉用具センター
居宅介護支援事業所	名 称	さかもとケアアップ ラン	所在地	八戸市類家四丁目八の一
	所在地	五所川原市字鎌谷町五一九の五	所在地	八戸市類家四丁目八の一
廃止年月日	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇

青森県告示第三百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四

条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名 称	株式会社ヒリー ブケア	主たる事務所の所在地	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一号
	名 称	ピリール青森福祉用具センター	所在地	八戸市類家四丁目八の一
特定福祉用具販売事業所	名 称	ピリール青森福祉用具センター	所在地	八戸市類家四丁目八の一
廃止年月日	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇

青森県告示第三百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名 称	株式会社ヒリー ブケア	主たる事務所の所在地	青森市長島三丁目一の一熊谷ビル二〇一号
	名 称	ピリール青森福祉用具センター	所在地	八戸市類家四丁目八の一
特定介護予防福祉用具販売事業所	名 称	ピリール青森福祉用具センター	所在地	八戸市類家四丁目八の一
廃止年月日	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇	平成二六・四・三〇

青森県告示第三百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

六ヶ所村

二 事業の種類

六ヶ所村屋内温水プール整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附地内に屋内温水プールと太陽光発電設備を整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を施行するに当たり、経済産業省からの交付金を受けるなど、本件事業に必要な予算措置を講じている。

よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 六ヶ所村では、全村民がスポーツに親しみ健康増進を図ることを目的として、

平成四年に「スポーツの村・六ヶ所」宣言がなされ、平成十七年度に策定した「第三次六ヶ所村総合振興計画」では、「誰もが豊かに暮らせる健康づくり」を重要施策の一つにし、その中で、「運動施設の充実と情報提供の実施」を掲げ、各種事業を展開している。

現在、同村には、大石総合運動公園、平沼地区、旧泊小学校敷地内の三箇所
の屋外プールがあるものの、その利用は夏季に限定され、地域特有のヤマセや
梅雨の影響による低温のため七月中旬から八月下旬までの極めて短期間となっ
ている。そのため、夏場でも気温の低い日の小・中学校等の授業やクラブ活動、
夏季以外の水泳競技団体等の活動では近隣市町村の温水プールを利用せざるを
得ない状況にあり、屋内温水プールの建設については、これまでも住民から多
くの要望が提出されている。

本件事業は、同村の誰もが一年を通して気軽にスポーツレクリエーションに
親しむことができる施設として、身体トレーニング室を併設した屋内温水プー
ル（以下「本施設」という。）を整備する事業である。

また、化石燃料に代わる新たなエネルギー資源の利用をはじめとして、エネ
ルギー需給構造の抜本的な見直しが必要な状況であり、なかでも、環境負荷が
小さく、国内にも多く賦存（潜在）する新エネルギーの利用拡大が強く望まれ
ている状況を踏まえ、住民に対し新エネルギーの普及啓発を図るとともに、そ
の利用を促進するモデルケースとして、本施設の熱源として太陽光発電設備を
導入するものである。

本件事業の施行により、全村民の継続的な運動習慣の確立、体力の増強及び
健康づくりのための情報提供の役割を担う拠点を築くことができ、公共の利益
は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺環境への影響については、本件事業は環
境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成
十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるよう
な大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化
財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当し
ないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年
法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認
されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認
められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、本件事業に必要な面積を確保できること、建物建設が容易な土地であり、敷地造成、進入等が容易な場所であること、交通条件が優れていること、騒音・振動が少ない等プールとしての周辺環境に優れ経済的であることを条件に、同村大字尾駮字野附地内に候補地として三案を選定している。

第一案は、現況は畑地であり、支障物件はない。敷地は、前面道路とほぼ等高であるが、東側に向かって敷地が低くなっており、前面道路方向への雨水排水を行うために盛土工事が必要となる。交通条件としては、前面道路は歩道の整備されている村道ではあるものの幹線道路ではないため、利便性が劣る。また、総合医療福祉施設から約四百メートル離れており、リハビリを目的とした利用者の利便性も劣る。用地費及び補償費等を含めた総事業費（以下「事業費」という。）は、三案中最も経済的に劣るというものである。

第二案は、現況は山林であり、支障物件として立木がある。敷地は、前面道路との高低差があるため大規模な盛土工事が必要となり、造成に期間及び費用がかかる。交通条件としては、前面道路は歩道の整備されている村道ではあるものの幹線道路ではないため、利便性は劣るが、総合医療福祉施設に隣接していることからリハビリを目的とした利用者の利便性は優れている。一部村有地があるため用地費及び補償費は三案中最も安価であるが、盛土工事がかさむことにより工事費は三案中最も高額となり、事業費は三案中中位であるというものである。

第三案は、現況は山林及び雑種地であり、支障物件として家屋一棟、小屋一棟及び立木がある。敷地は、高低差があるため、造成工事が必要となるが、敷地内の切土を用いることにより造成費は安価となる。交通条件としては、前面道路は村を南北に繋ぐ国道と県道を結ぶ幹線道路であり利便性に優れている。また、総合医療福祉施設に隣接していることからリハビリを目的とした利用者の利便性も優れている。一部村有地があるものの用地費及び補償費が三案中最も高額となるが、工事費は三案中最も安価となるため事業費は三案中最も経済的に優れ、利便性も優れるというものである。

以上のことから、起業者による検討の結果、起業地として選定された第三案

は、三案中機能的及び経済的に優れていると認められる。
(三) よって、本件事業の事業計画は、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、小・中学校等の水泳授業の実施、隣接地に建設中の総合医療福祉施設と連携したりリハビリ等の実施、県内及び郡内の水泳大会誘致・村内水泳大会等のイベントの実施が可能となり、住民の運動習慣の確立、健康増進及び医療福祉の推進を図ることができることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講ずることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

六ヶ所村役場 社会教育課

青森県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十六年四月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五戸町

二 都市計画事業の種類

五戸都市計画下水道事業（五戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年一月十九日青森県告示第四十九号）の事業地のうち、五戸町字正場沢、字下タノ沢頭、字土井頭、字新蔵長根において事業地を変更する。

青森県告示第三百五十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

南津軽郡田舎館村大字川部字富岡八四の一
株式会社青森畜産公社

青森県告示第三百五十七号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

南津軽郡田舎館村大字川部字富岡八四の一
日本フードパッカー津軽株式会社

二 指定年月日

平成二十六年四月二十二日

三 売りさばき場所

南津軽郡田舎館村大字川部字富岡八四の一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭